

令和 2 年度

学校いじめ対策基本方針

大阪市立豊崎中学校

本校において、いじめをする生徒が0名、いじめられる生徒が0名となるように、以下の方針を設ける。

1. いじめの未然防止について

2. いじめの早期発見について

3. いじめが起きた時の対応について

いじめの定義

本調査において個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

とする。

なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間外れ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

文部科学省HP（いじめ問題への文部科学省の取り組み）より

1. いじめの未然防止について

I いじめの未然防止

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、生徒全体を対象に未然防止の取組を行うことが最も有効な対策になる。

また、未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい生活習慣を身につけ、積極的な態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。これより、いじめに特化したプログラム等が必ずしも必要とは限らず、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする日常の生徒指導こそが未然防止に大きく影響していることを認識しておくことが大切である。

II いじめの未然防止に関する取組

① 年間計画

	第1学年	第2学年	第3学年	全体
1 学 期	<ul style="list-style-type: none">○仲間づくり○いじめ問題○情報モラル○平和学習	<ul style="list-style-type: none">○仲間づくり○いじめ問題○情報モラル○平和学習	<ul style="list-style-type: none">○仲間づくり○平和学習○いじめ問題○情報モラル	<ul style="list-style-type: none">○「いじめについて考える日」の取組○いじめアンケート調査○体育大会の取組○道徳教育○相談窓口、通報窓口の周知○「1週間のふりかえり」
2 学 期	<ul style="list-style-type: none">○国際理解教育○防災学習○男女共生教育 (異性理解)	<ul style="list-style-type: none">○国際理解教育○防災学習○男女共生教育 (いのちのふれあい)	<ul style="list-style-type: none">○国際理解教育○防災学習○進路学習 (進学・就職に向けて)	<ul style="list-style-type: none">○被害調査○いじめアンケート調査○道徳教育○地域防災○「1週間のふりかえり」
3 学 期	<ul style="list-style-type: none">○進路学習○障がい者教育○まとめ	<ul style="list-style-type: none">○障がい者教育○進路学習 (職場体験の取り組み)○まとめ	<ul style="list-style-type: none">○多様な性のかたち○まとめ	<ul style="list-style-type: none">○いじめアンケート調査○道徳教育○「1週間のふりかえり」

② わかる授業の推進と授業規律の確保

わかる授業づくりのために、指導方法の振り返りや他の教員の授業公開週間の相互授業参観、教材研究等、授業改善に取り組む。また、生徒が学習での自己有用感を高め、少しでも達成感や充実感を持てる「居場所づくり」につなげるために、授業において話し合い活動などの共通実践を実施する。

III いじめ防止委員会（主任会）の実施

① 構成

管理職、学年主任、生徒指導主事、教務主任

*必要に応じて構成員を限定し、養護教諭、部活動顧問、生活指導支援員、SC、SSW 等を加えることもある。

② 委員会の主な内容

- ・ケース会議（気になる生徒の情報の共有、対策）

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認と検証

③ 委員会の実施時期

- ・基本的には毎週火曜日の主任会で行う。

- ・検証のための会議は、生活指導部会内のスクリーニング会議Ⅰ、月に1度行うスクリーニング会議Ⅱを利用して行う。

2. いじめの早期発見について

I 早期発見の基本について

① 生徒のささいな変化に注意すること

② 気づいた情報を共有すること（職員朝礼での連絡と校内共有フォルダ「指導記録」に記録）

③ 情報に基づき速やかに対応すること

II いじめの早期発見のための取組

① 毎週末、全学級で「1週間をふりかえって」を記名式で記入させる。

② いじめ調査アンケート

- ・学期ごとに1回、記名式のアンケートを行う。

※ただし、緊急を要する場合は無記名式の特別なアンケートを行う。

※ 欠席状況の把握と欠席がちな生徒との面談・家庭連携等

※ SC、SSWとの連携

3. いじめが起きた時の対応

I 解決にむけて

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒とその保護者の支援を最優先にするとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で関係生徒に指導にあたる。指導においては、謝罪や責任を問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長につながる指導に努める。

II いじめに対する措置について

